

知っておきたい

若年性認知症

Part 3

障害福祉サービス 就労編



若年性認知症の診断を受けたとき、今の生活を続けることをまずは考えたい。今回は、日常生活を送る上でさまざまな支援を受けることができる「障害福祉サービス」のうち、就労にかかわる支援サービスについてご紹介します。

障害福祉サービスとは

障害者福祉サービスとは、身体や精神に障害のある方や特定の疾患のある方が地域のなかで生活を続けていけるよう個別に支援するサービスのことで、障害福祉サービスには、障害者総合支援法にもとづき、介護の支援を提供する「介護給付」と、訓練などの支援を提供する「訓練等給付」があります。

就労にかかわるサービス

障害のある方の「働く」をサポートする障害福祉サービスは「訓練等給付」の中にあり、大きく「就労移行支援」と「就労継続支援」の2つの枠組みに分けられます。また、「介護給付」の中にある「生活介護」にも就労の機会があります。

- ・**就労移行支援**…一般企業への就職を目指している障害のある方を対象に、就職のために必要な知識をつけたり、スキル向上のためのサポートをおこないます
- ・**就労継続支援**…一般企業への就職が困難な方に働く機会を提供するサービス。支援内容や対象者によって「就労継続支援A型(雇用型)」と「就労継続支援B型(非雇用型)」の2つに分けられます
- ・**生活介護**…日常生活の介護や支援、創作・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を提供します

【それぞれの違い】

	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	生活介護
目的	就職に必要なスキルを身につける	就労、生産活動の機会の提供		介護や支援、創作・生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上
対象者	一般企業への就職を希望する方	一般企業への就職が困難、または不安な方		常に介護を必要とする障害者
利用可能年齢	介護保険対象者は介護保険が優先される			
雇用契約	なし	あり	なし	なし
工賃(賃金)	事業所により異なる	あり		
利用可能期間	原則2年間以内	定めなし		

※サービス利用料(自己負担)が基本として1割かかります。(市町村民税課税状況によって負担上限があります)
非課税世帯・生活保護受給世帯は0円です

[他にも、働く場としてこのような機関があります]

地域活動支援センター…創作活動や生産活動(手芸品や工芸品を作ったり絵を描いたり、作った作品をバザーなどで販売することも)、社会交流の場の提供など。「障害者総合支援法」に基づき行われている「地域生活支援事業」の一つに位置付けられる支援機関です。

就労継続支援ではどんなことができるの？



就労継続支援では、障害による困りごとや体調に合わせて、自分のペースで働くことができます。

最初にご紹介したように、障害のある人の就労を支援する障害福祉サービスには「就労移行支援」もあり、どちらも障害のある人の「働きたい」をサポートするという点は同じですが、就労継続支援は就労支援事業所での就労の中で「実際に働く機会を得る」ことが主な目的です。

就労継続支援には、就労継続支援A型と就労継続支援B型の2つがありますが、違いとしては「雇用契約を結んで働くかどうか」と「対象年齢」です。就労継続支援A型は、原則として65歳未満の人を対象として（要件を満たせば65歳以上でも利用可能）、利用者は就労継続支援A型事業所と雇用関係を結んで働きます。賃金が支払われますが、一般就労ができるよう、経験を積んでスキルアップするという目的も含まれます。就労継続支援B型は、基本的に年齢制限はありません。利用者は雇用関係を結ばずに、作業によって得た収入は「工賃」として支払われます。

亀吉ではパン遊房 亀吉(就労継続支援B型)と、福祉コミュニティカフェ 亀吉(就労継続支援B型と就労移行支援)があり、パンやお菓子、お弁当の製造や販売をはじめとしてさまざまな仕事の場を提供しています。



就労移行支援・就労継続支援サービスを利用するには

1, まずは就労移行支援・継続支援事業所の情報を集める

お住まいの市区町村にある障害福祉窓口やハローワーク、若年性認知症コーディネーターに相談したり、Webで検索するなどして情報を集めます。気になる事業所が見つかったら複数のところへ見学や体験に行き、雰囲気や職員・利用者の様子、具体的な業務内容などをチェックし、自分に合った利用先を決めます。

2, 障害福祉サービス受給者証を申請する

受給者証には利用者が受けるサービスの内容や期間などが記載されており、利用者はこの受給者証に基づいてサービスを受けることができます。そのため、障害福祉サービスの利用を希望する際は受給者証が必要になります。

受給者証と障害者手帳の違い…受給者証は、前号で紹介した障害者手帳とは全く別のものです。受給者証は障害福祉サービスを利用するために必要な証明書で、市区町村が交付します。障害者手帳がない場合でも、医師の診断書等で受給者証は交付される可能性はあります。市区町村の担当窓口にご相談しましょう。

3, 調査員による生活状況などの認定調査を受ける

4, サービス等利用計画案の作成と提出

市区町村の窓口担当からサービス等利用計画案の作成依頼がきます。指定特定相談支援事業者、もしくは自分自身で作成したものを提出します。

指定特定相談事業者とは…介護サービスにおけるケアマネージャーのような存在で、どのような支援サービスを受けたいかを計画表にして示してくれます。就労移行支援・就労継続支援とはまた別で、利用の申し込みをする必要があります。また、市区町村や事業所が申請をサポートしてくれることもあります。お近くの市区町村窓口や、利用を検討している事業所に相談してみましょう。

5, サービスを受けるための受給者証が発行される

6, 事業所と利用契約をする

7, 就労移行支援・就労継続支援サービスの利用開始



亀吉にも相談窓口があります
毎月第2木曜
11:00-13:00



次号では、障害福祉サービスその②で移動支援や居宅介護について特集します